

# 日米関税協議の合意内容と 各国・地域との交渉状況の解説

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課（北米班）

2025年8月14日

※ 最新情報は、日米両政府の発表資料を参照してください。本資料は、日米両政府からの公式発表または書簡での通告を基に作成しています。

# 本日の講演内容

- I. 日米関税協議の合意内容
- II. 現在の各国・地域における関税率
- III. (参考) 品目別の関税率
- IV. まとめ、ご参考

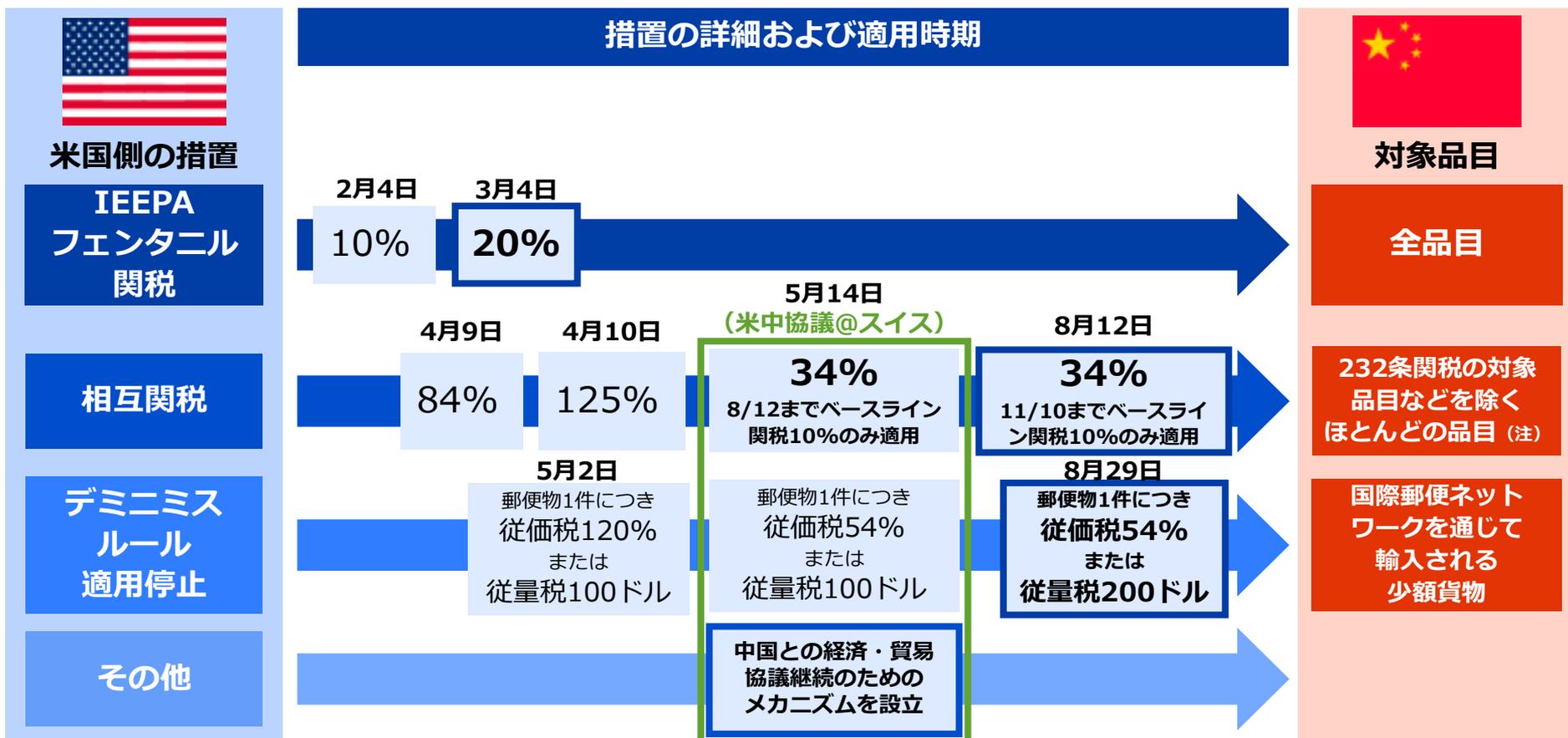
# 1 | 日米関税合意の概要

- トランプ大統領は米国時間7月22日、**日本との関税協議で合意に至ったと表明**。日本政府も日本時間7月23日、合意を発表。**日本の相互関税率は7月31日の大統領令で15%に引き下げ（8月7日～）決定**。
- トランプ政権は、米国の対日輸出と日本の対米投資の拡大とあわせて、新たな関税枠組みは日米貿易に均衡をもたらすのに役立つと評価。

	合意の内容
米国の関税措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>日本に対する相互関税率を25%から15%に引き下げ</b>。</li> <li>■ 一般税率（MFN税率）が15%未満の品目にかかる税率は、<b>MFN税率と相互関税を合わせて15%</b>。MFN税率が15%以上の品目は、MFN税率のみ適用され、相互関税は適用されない予定。</li> <li>■ 8月7日以降に徴収される相互関税のうち、<b>日米間の合意を上回る部分</b>について、<b>8月7日にさかのぼって払い戻し（遡及効）</b>がされると、米側より説明あり。</li> <li>■ 1962年通商拡大法232条に基づく<b>自動車・同部品に対する25%の追加関税</b>を、<b>MFN税率を含めて15%</b>に引き下げる大統領令が、<b>相互関税に関する大統領令の修正と同じタイミング</b>で発出されると、米側より説明あり。</li> <li>■ 半導体や医薬品に分野別関税が課される場合、日本が他国に劣後する扱いとはならない。</li> </ul>
日本の対米投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、人工知能（AI）・量子など経済安全保障上、重要な分野について、日米が共に利益を得られる強靱（きょうじん）なサプライチェーンを米国内に構築していくため、緊密に連携。</li> <li>■ 日本企業が関与する医薬品や半導体などの重要分野での対米投資を促進すべく、<b>日本の政府系金融機関が最大5,500億ドルの出資・融資・融資保証を提供</b>することを可能に（出資の際の日米の利益配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1：9とする）。</li> </ul>
日本の対米輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本はバイオエタノール、大豆、トウモロコシ、肥料などを含む米国農産品、半導体、航空機などの購入を拡大。</li> <li>■ コメについて、年間77万トン程度を無税で輸入する現行のミニマムアクセス（最低輸入量）の枠内で、日本国内の需給状況なども勘案しつつ、米国からの調達を増やす。</li> <li>■ 今回の合意には農産品を含めて日本側の関税率引き下げは含まず。</li> </ul>

## 2 | 対中国関税の概要

- トランプ大統領は中国に対し、フェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて、2月4日から10%の追加関税を適用、3月4日に20%に引き上げ。
- 中国原産品には125%の相互関税と合わせて計145%の追加関税を課していた。**スイスでの米中協議を受け、5月14日から8月12日まで計30%に引き下げ。さらに、11月10日まで引き下げの期間を延長。**

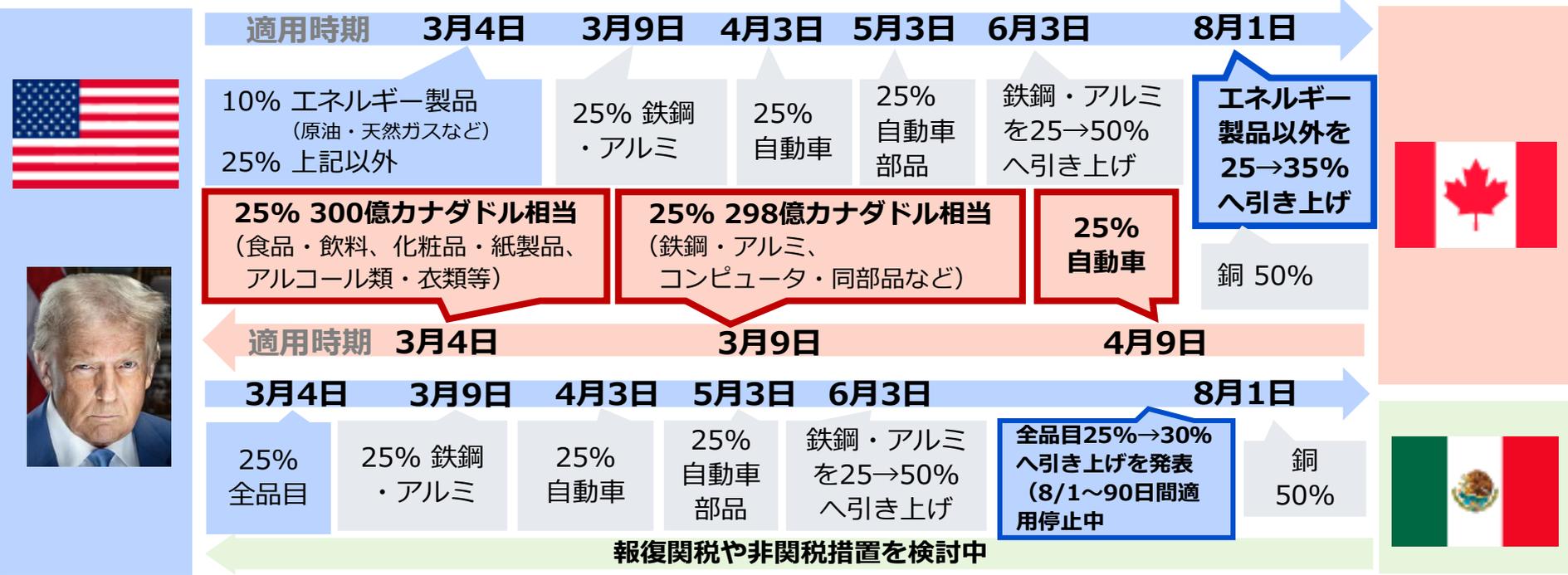


(注) 詳細は、8月4日発表の[CBPガイドンス](#)を参照。通商拡大法232条に基づき別途関税が賦課される自動車・同部品、鉄鋼・アルミ・銅、232条に基づき関税が今後賦課される可能性がある半導体、医薬品、木材など、およびカナダ・メキシコ原産品（IEEPA関税が賦課されている間）などが対象外。

(出所) 米国政府公開資料などから作成、2025年8月14日時点

# 3 | 対カナダ・メキシコ関税の概要

- トランプ大統領は3月4日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ・メキシコ原産品に対して25%の追加関税を発動。**国際緊急経済権限法 (IEEPA)** が根拠法に。
- 8月1日、カナダ原産品に対する追加関税を35%へ引き上げ。メキシコ原産品への追加関税の30%引き上げも発表したが、8月1日より90日間は適用停止となっている。



例外措置適用対象	USMCA原産性を満たす製品		
	右記の製品以外 特恵関税 (0%) 対象	鉄鋼・アルミ・銅製品 USMCA原産性に関わらず 鉄鋼・アルミ・銅関税 (50%) の対象	自動車・同部品 自動車・同部品関税 (25%) の対象 非米国産部分の価格のみへの賦課 同部品は追加関税適用のプロセスが確立するまで、適用対象外

(注) ①自動車・同部品関税、②鉄鋼・アルミ関税、③それ以外の品目へのカナダ・メキシコ関税は①→②→③の優先順位でいずれか1つのみ適用。  
 (出所) 各国政府の発表、メディア報道などから作成 (2025年8月14日時点)

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved. ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

# 4 | 現在発動中の主要国・地域への追加関税率一覧

原産国・地域

対象品目							左記以外の国
鉄鋼・アルミ製品 (および派生品)	計70%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%
	鉄鋼・アルミ関税						
	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
自動車・同部品	IEEPA関税 20%	4月3日以降に米国で組み立てられた自動車 希望小売価格の15%を占める部品に追加関税が課された場合 希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能					英国は25%
	計45%	計25%	計25%	計25%	計15%	計15%	計25%
	自動車・同部品関税						
銅 (派生品・半製品)	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%
	IEEPA関税 20%	USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は 非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除			英国は年間10万台まで10%、 日本・韓国・EUはMFN税率を含め 15%となる予定		
	計70%	計85%	計75%	計50%	計50%	計50%	計50%
上記以外の品目	銅関税						
	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	IEEPA関税 (特定国対象)						
上記以外の品目	20%	35%	25%				
	相互関税						
	計30%	計35%	計25%	計50%	計15%	計15%	合計は国・地域により異なる
上記以外の品目	34%	12%	12%	10%	15%	15%	7/31付大統領令に基づく税率
	うち10%ベース ライン関税のみ適用中						
	IEEPAカナダ・メキシコ関税適用中は免除				MFN税率含め 15%	MFN税率含め 15%	
上記以外の品目	IEEPA関税 (特定国対象)						
	20%	35%	25%	40%			
	エネルギー製品は10%			対象外品目あり、 7/30付大統領令 Annex I 参照			
USMCA原産地規則を満たす製品は適用免除							

(注) 2025年8月14日時点、青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法 (IEEPA) を根拠法に発動、(出所) 米国政府発表資料などから作成

## 5 | 相互関税の概要

	詳細
いつから？	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税適用（既存（4/5より前）の関税率+10%）。</li> <li>② 4月9日午前0時1分から、57カ国・地域に対してはそのベースライン関税をそれぞれ設定した関税率まで引き上げられたが、4月10日午前0時1分から、引き上げが一時停止。</li> <li>③ <b>米東部時間8月7日午前0時1分から、大統領令（7月31日）附属書1（Annex I）に列挙した69カ国・地域について、それぞれ設定した関税率まで引き上げ。</b></li> <li>④ <b>7月22日の日米合意を経て、最終的に15%と設定。</b></li> <li>⑤ 中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが、両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%の適用は90日間停止（<a href="#">大統領令5月12日</a>）。</li> </ul>
対象外品目は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>カナダまたはメキシコ産品</b>：両国に対しては3月4日以降賦課している、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税を課している間は、相互関税は適用されない。なお、<b>8月1日から、IEEPAに基づくカナダ産品への関税率は35%へ引き上げられた（エネルギー製品など一部対象外品目を除く）。</b></li> <li>■ <b>1962年通商拡大法232条</b>で追加関税対象の<b>鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅製品</b></li> <li>■ 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目</li> <li>■ 大統領令（4月2日）の附属書2に列挙されている <b>医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品</b>など ※4月5日に遡及して<b>スマホ等</b>を対象外に追加</li> <li>■ 寄付品など、出版物などの情報資料</li> <li>■ ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品</li> <li>■ 8月7日0時1分以降、10月5日0時1分までに消費のために入国、または消費のために倉庫から引き出された品目</li> <li>■ （製品の米国産部分のみは適用対象外に）製品の価値の20%以上が米国原産の品目</li> <li>■ （10%のベースライン関税を超える部分のみ適用対象外に）8月7日より前に船積みされ、10月5日午前0時1分より前に米国で通関された品目</li> </ul>

（出所）米国政府公開資料（[大統領令（4月2日）](#)、[ファクトシート](#)、[大統領令（7月31日）](#)）、スマホ等除外の[大統領覚書／米税関ガイドス](#)）  
2025年8月14日時点

## 6 | 相互関税の対象は約70カ国・地域

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令で、下記の相互関税率が示された。これらの関税率は米東部8月7日午前0時1分から適用。それより前に通関した場合、一律10%のベースライン関税のみが適用される。
- 米東部8月7日午前0時1分より前に船積みされ、米東部10月5日午前0時1分より前に通関した場合は相互関税の対象外。一律ベースライン関税10%のみが適用される。
- 日本の相互関税率は24%と設定されていたが、15%に引き下げられた。**

米政府から発表されている各国・地域に対する相互関税率

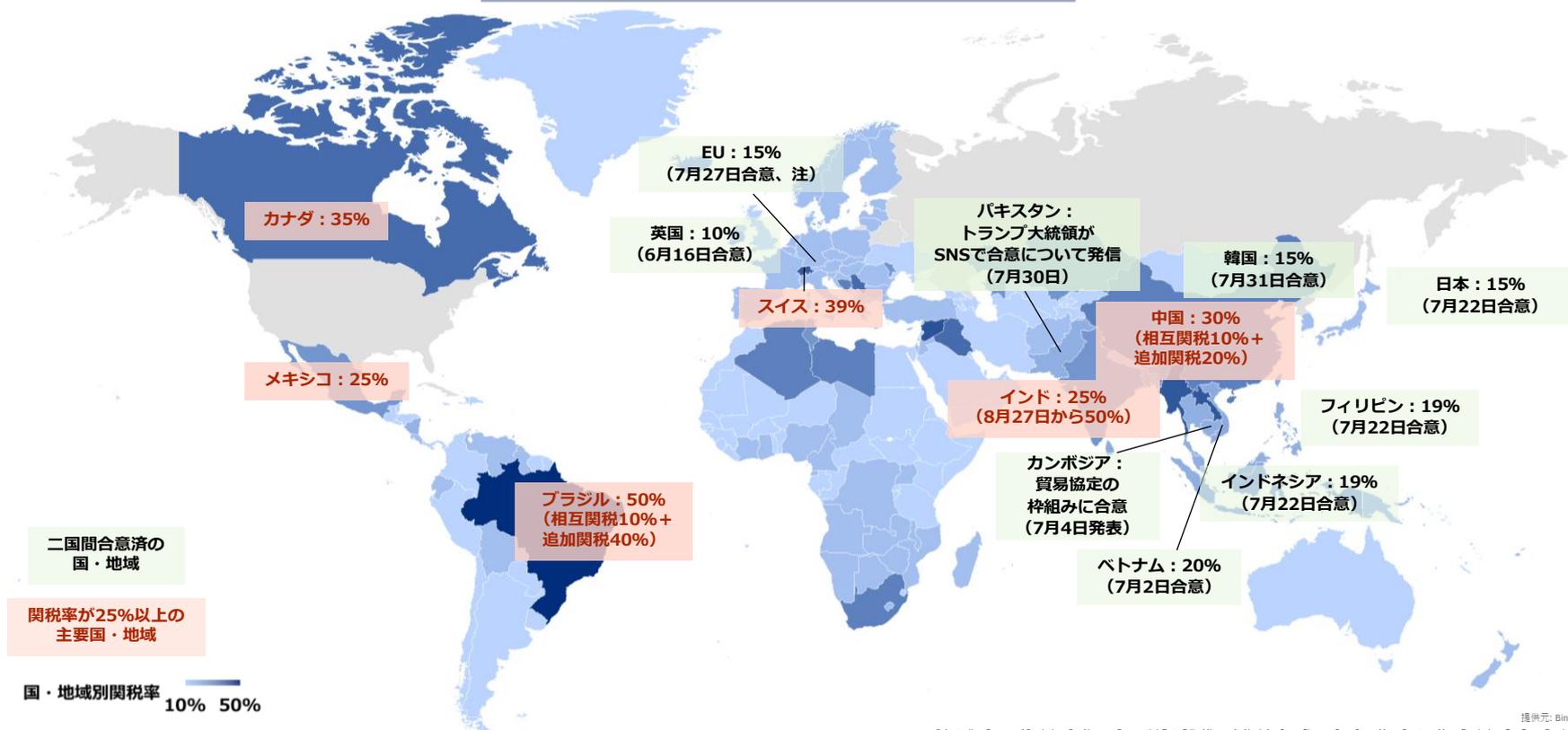
国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率
アフガニスタン	15%	インド	25%	北マケドニア共和国	15%
アルジェリア	30%	インドネシア	19%	ノルウェー	15%
アンゴラ	15%	イラク	35%	パキスタン	19%
バングラデシュ	20%	イスラエル	15%	パプアニューギニア	15%
ボリビア	15%	<b>日本 (注)</b>	<b>15%</b>	フィリピン	19%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	30%	ヨルダン	15%	セルビア	35%
ボツワナ	15%	カザフスタン	25%	南アフリカ共和国	30%
ブラジル	10%	ラオス	40%	韓国	15%
ブルネイ	25%	レソト	15%	スリランカ	20%
カンボジア	19%	リビア	30%	スイス	39%
カメルーン	15%	リヒテンシュタイン	15%	シリア	41%
チャド	15%	マダガスカル	15%	台湾	20%
コスタリカ	15%	マラウイ	15%	タイ	19%
コートジボワール	15%	マレーシア	19%	トリニダード・トバゴ	15%
コンゴ民主共和国	15%	モーリシャス	15%	チュニジア	25%
エクアドル	15%	モルドバ	25%	トルコ	15%
赤道ギニア	15%	モザンビーク	15%	ウガンダ	15%
欧州連合 (EU、注)	15%	ミャンマー	40%	英国	10%
フォークランド諸島	10%	ナミビア	15%	バヌアツ共和国	15%
フィジー	15%	ナウル	15%	ベネズエラ	15%
ガーナ	15%	ニュージーランド	15%	ベトナム	20%
ガイアナ	15%	ニカラグア	18%	ザンビア	15%
アイスランド	15%	ナイジェリア	15%	ジンバブエ	15%

(注) EUおよび日本(見込み)は、MFN税率を含めた関税率が15%となるように設定。MFN税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。  
 (出所) 米国政府公開資料 (大統領令 (7月31日) Annex Iなど)、2025年8月14日時点

# 7 | 各国・地域の追加関税率と合意内容

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令により**69カ国・地域**に対し10～41%の関税を賦課。
- 中国、インド、ブラジルについては、相互関税に加えて別の大統領令を通じて追加関税を賦課。
- カナダ、メキシコについては、別の大統領令を通じて追加関税が賦課。
- 一部国・地域は大統領令発表前に関税措置の内容について二国・地域間合意。一方、詳細については二国・地域間で齟齬も。

各国・地域の追加関税率、合意済の国・地域



(注) EUおよび日本（見込み）からの輸入品に対する追加関税率は、米国調和関税表（HTSUS）の一般税率（MFN税率）が15%未満であれば合計税率が15%になるよう追加課税し、15%以上であれば追加関税は課されない。

(出所) 米国政府発表資料、トランプ大統領SNS、各国政府発表資料などから作成（2025年8月14日時点）

## 8 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく**鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大**する大統領布告を発表。それらへの追加関税を**3月12日に発動**。
- 6月4日、英国を除き**追加関税率を50%に引き上げ**。ただし、**自動車・同部品関税の対象品目に鉄鋼・アルミ関税は課されない**。4月と6月に対象品目を段階的に追加。

### 第1次トランプ政権

2018年3月

鉄鋼製品に25%の追加関税  
アルミ製品に10%の追加関税

2020年1月

特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加  
鉄鋼派生品は25%、  
アルミ派生品は10%の追加関税

例外措置

<国・地域別の適用除外制度>

- ・ 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- ・ 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- ・ アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- ・ アルミの数量割当：アルゼンチン
- ・ 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- ・ 鉄鋼の関税割当：日本

<申請者別の適用除外制度>

<製品別の適用除外制度>

### 第2次トランプ政権

2025年3月12日

鉄鋼製品・鉄鋼派生品に25%の追加関税  
アルミ製品・アルミ派生品に**25%**の追加関税  
**鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加**

2025年4月4日

アルミ缶・缶ビールを対象に追加

2025年6月4日

鉄鋼製品・鉄鋼派生品に**50%**の追加関税  
アルミ製品・アルミ派生品に**50%**の追加関税

2025年6月23日

冷蔵庫や洗濯機など白物家電を対象に追加

例外措置

- ・ 2025年3月12日以降、**全廃**
- ・ ただし、申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

追加の動き

**232条関税の対象製品を追加する新プロセス創設**  
→2025年4月30日に導入。年に3回、産業界から追加要請を受け付け（[宣報](#)）

## 9 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ製品のHTSコード

- 下記の品目（一部除く）については**3月12日以降、25%の追加関税**が課されていたが、6月4日以降、関税交渉で合意に至った場合を除いて**50%に引き上げ**。
- ただし、申請者別の適用除外の承認を既に受けている分については、有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効。

### 232条鉄鋼・アルミ関税の包括的対象リスト

対象	ガイダンス	包括的な対象リスト	概要
鉄鋼	<a href="#">CSMS#65441222</a>	<a href="#">2018年3月以降の包括リスト</a>	米税関（CBP）は実務者向けに「Cargo Systems Messaging Service（CSMS）」で通関手続きの詳細や対象品目のHTSコードなどを通知。
アルミ	<a href="#">CSMS#65288784</a>	<a href="#">2018年3月以降の包括リスト</a> (リンク先はWord形式ファイルです)	

### 発動時期ごとの対象リスト

対象製品	根拠文書	HTSコード
2018年3月発表の鉄鋼製品	<a href="#">大統領布告9705</a>	7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.90
2018年3月発表のアルミ製品	<a href="#">大統領布告9704</a>	7601、7604～7609、7616.99.5160、7616.99.5170
2020年1月発表の鉄鋼派生品	<a href="#">大統領布告9980</a>	7317.00.30、7317.00.5503、7317.00.5505、7317.00.5507、7317.00.5560、7317.00.5580、7317.00.6560、8708.10.30、8708.29.21
2020年1月発表のアルミ派生品	<a href="#">大統領布告9980</a>	7614.10.50、7614.90.20、7614.90.40、7614.90.50、8708.10.30、8708.29.21

(注) 品目の詳細は各布告の附属書（Annex）を確認すること。  
(出所) 米国政府公開資料（2025年8月14日時点）

# 10 | 自動車・同部品関税の概要

- トランプ政権は、1962年通商拡大法232条に基づき、4月3日から自動車、5月3日から自動車部品に25%の追加関税を発動した。
- 日本に対する自動車・同部品への追加関税率は、米国東部7月22日の日米合意で一般税率（MFN税率）を含めて15%とすると発表。相互関税に関する大統領令の修正と同じタイミングで発出される予定。

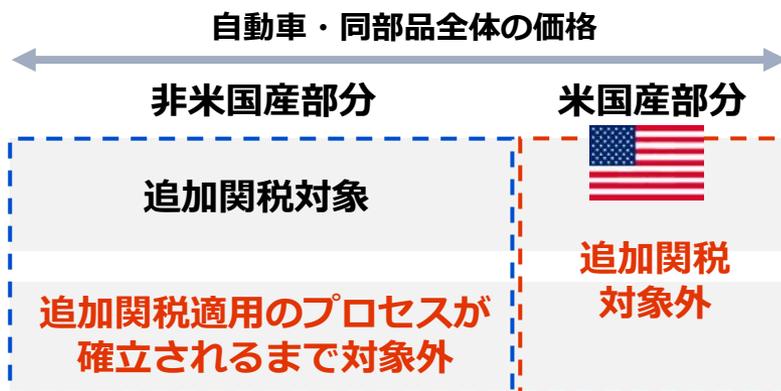
## 自動車・同部品関税の概要

追加関税率	■ 25%（注） <b>※日本に対する追加関税率は15%への引き下げに合意（15%にはMFN税率を含む）</b>	
適用開始時期	自動車	米国東部時間4月3日午前0時1分以降に通関する製品
	自動車部品	米国東部時間5月3日午前0時1分以降に通関する製品
対象品目	自動車	乗用車〔セダン、多目的スポーツ車（SUV）、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック
	自動車部品	エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など

## 救済規定の適用対象

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車

USMCAの自動車原産地規則を満たす  
自動車部品



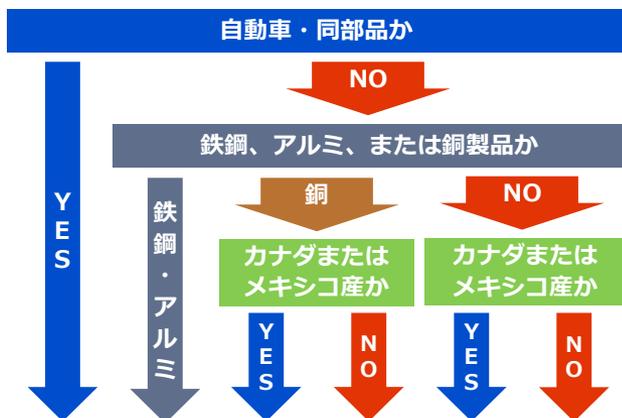
（注）英国の自動車は年間10万台までMFN税率を含めて10%の関税を適用、10万台を超える分は25%の関税を適用する。

（出所）[米国政府公開資料](#)、[米国政府公開資料（英国自動車関税）](#)、日本政府発表など、2025年8月14日時点

# 11 | 自動車・同部品関税の緩和措置に関する要旨

- トランプ大統領は4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、**追加関税の累積停止、および自動車部品追加関税に相殺制度を設ける**と発表。
- 累積停止措置は3月4日以降の輸入にさかのぼって適用されるため、累積して既に支払った分の関税は還付される。6月3日付の大統領布告で、累積停止の判定フローが修正された。

## 追加関税率累積停止の判定フロー



関税の種類	①	②	③	④	⑤	⑥
自動車・同部品	○	×	×	×	×	×
鉄鋼・アルミ・銅	×	○	○	○	×	×
相互関税	×	×	×	×	×	○
カナダ・メキシコ	×	×	○	×	○	×

USMCA原産地規則を満たす自動車部品は当面適用除外となっているが、鉄鋼・アルミ・銅関税の対象になり得る。

USMCA原産地規則を満たす場合は適用除外。

- なお、鉄鋼、アルミ製品の双方で追加関税の対象となっている品目に対しては、引き続き関税が累積される。また、1974年通商法301条やIEEPAに基づく対中追加関税も累積される。

(出所) [累積停止大統領令 \(修正の大統領布告\)](#)、[追加関税相殺大統領令](#)、2025年8月14日時点

## 自動車部品追加関税に対する相殺制度の概要

- **(対象者)** 相殺額を使用する資格を有する輸入業者
  - **(目的)** 外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、製造を米国に移転させること。
  - **(条件)** 相殺額は、自動車メーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用可。
  - **(申請方法)** 自動車メーカーが商務長官に以下の情報を含む書類を提出。
    1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
    2. 232条自動車部品関税による予想コスト（メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別）
    3. 相殺額の総額
- ※米国通商専門誌「Inside US Trade」（4月29日）によると、メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。

期間	関税相殺可能額
2025/4/3～2026/4/30	米国で組み立てた自動車の希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%
2026/5/1～2027/4/30	2.5%
2027/5/1～	なし

# 12 | 銅の半製品・派生品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年7月30日、1962年通商拡大法232条に基づき、**銅の半製品・派生品に対し50%の追加関税を課す**大統領布告を発表。追加関税は**8月1日に発動**。
- 課税対象は半製品・派生品のうち、**銅部分のみ**。また、銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極などの**銅の原材料**および**銅スクラップ**などは今回の関税措置の**対象外**。

発表の概要	
発動日時	2025年8月1日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	50%（対象は銅製品の銅部分のみ）
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 銅の半製品 大統領布告に示された例：銅パイプ、銅線、銅棒、銅板、銅管など</li> <li>■ 銅を多量に利用する派生品 大統領布告に示された例：パイプ継手、ケーブル、コネクタ、電気部品など</li> </ul>
対象外品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 銅の原材料 大統領布告に示された例：銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極など</li> <li>■ 銅スクラップ</li> <li>■ 232条に基づく自動車・同部品の追加関税対象品目 (関税払戻は適用対象外)</li> </ul>

(出所) 米国政府公開資料 (2025年8月14日時点)

# 13 | 銅：2025年7月に発表されたHTSコード

- 7月31日に追加関税の対象となった銅の半製品・派生品のHTSコード。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する銅材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。

根拠文書	HTSコード					
通関用 ガイダンス	7406.10.00、	7406.20.00、	7407.10.15、	7407.10.30、	7407.10.50、	7407.21.15、
	7407.21.30、	7407.21.50、	7407.21.70、	7407.21.90、	7407.29.16、	7407.29.34、
	7407.29.38、	7407.29.40、	7407.29.50、	7408.11.30、	7408.11.60、	7408.19.00、
	7408.21.00、	7408.22.10、	7408.22.50、	7408.29.10、	7408.29.50、	7409.11.10、
	7409.11.50、	7409.19.10、	7409.19.50、	7409.19.90、	7409.21.00、	7409.29.00、
	7409.31.10、	7409.31.50、	7409.31.90、	7409.39.10、	7409.39.50、	7409.39.90、
	7409.40.00、	7409.90.10、	7409.90.50、	7409.90.90、	7410.11.00、	7410.12.00、
	7410.21.30、	7410.21.60、	7410.22.00、	7411.10.10、	7411.10.50、	7411.21.10、
	7411.21.50、	7411.22.00、	7411.29.10、	7411.29.50、	7412.10.00、	7412.20.00、
	7413.00.10、	7413.00.50、	7413.00.90、	7415.10.00、	7415.21.00、	7415.29.00、
	7415.33.05、	7415.33.10、	7415.33.80、	7415.39.00、	7418.10.00、	7418.20.10、
	7418.20.50、	7419.20.00、	7419.80.03、	7419.80.06、	7419.80.09、	7419.80.15、
	7419.80.16、	7419.80.17、	7419.80.30、	7419.80.50、	8544.42.10、	8544.42.20、
	8544.42.90、	8544.49.10				

(注) 品目の詳細は各布告の附属書 (Annex) を確認すること。

(出所) 米国政府公開資料 (2025年8月14日時点)

# 14 | 232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権は木材、半導体、医薬品、重要鉱物、中・大型トラック、民間航空機・同部品、ポリシリコン、無人航空機システム（UAS）に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。

## 調査中の品目

対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
木材	2025年3月	木材、製材、それらの派生品
半導体	2025年4月	サブストレート、加工前のウエハー、レガシー半導体、先端半導体、マイクロエレクトロニクス製品、半導体製造装置の部材、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体を搭載する派生品を含む半導体、半導体製造装置およびそれら派生品
医薬品	2025年4月	ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品
重要鉱物	2025年4月	重要鉱物、レアアース、重要鉱物の加工品、派生品〔半導体製品、最終製品（永久磁石、モーター、電気自動車等）を含む〕
中・大型トラック	2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中型トラック：車両総重量が1万ポンド（約4.5トン）以上、2万6,001ポンド（約11.8トン）未満のもの</li> <li>・ 大型トラック：車両総重量が2万6,001ポンド（約11.8トン）以上のもの</li> <li>・ 中型・大型トラック部品：エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品、それらシステムなど</li> </ul>
民間航空機・同部品	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品
ポリシリコン	2025年7月	ポリシリコンおよびその派生品
無人航空機システム	2025年7月	UASおよび同部品

(注) 2025年8月14日時点、調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

(出所) 米国政府公開資料（[木材](#)、[半導体](#)、[医薬品](#)、[重要鉱物](#)、[中・大型トラック](#)、[民間航空機・同部品](#)、[ポリシリコン](#)、[UAS](#)）

# トランプ政権の関税政策の全容 (IEEPA)

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	<a href="#">2月3日</a>
		3月3日	・ 上乗せ関税率を20%に引き上げ	<a href="#">3月4日</a>
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	・ 全品目に25% (カナダ産エネルギー・資源品目は10%)	<a href="#">3月4日</a>
		3月7日	・ 米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) の原産地規則を満たす製品は追加関税の適用除外対象 ※ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	<a href="#">3月7日</a>
		8月1日	・ カナダ→35%、メキシコ30% (メキシコは90日間延期) に関税が引き上げ	<a href="#">7月11日</a> <a href="#">7月14日</a> <a href="#">8月1日</a>
	ブラジル原産品	8月6日	・ 既存の関税率に40%を上乗せ (ベースライン関税10%とは別に上乗せ)	<a href="#">8月1日</a>
	インド原産品	8月27日	・ 既存の関税率に25%を上乗せ予定 (相互関税25%とは別に上乗せ)	<a href="#">8月7日</a>
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日 4月9日 8月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ</li> <li>・ 第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ</li> <li>➔4月10日～8月1日まで引き上げ税率の適用を停止したほか、新たに課税対象国を追加。中国は5月14日～8月12日まで停止。</li> <li>➔7月28～29日の米中通商協議でさらに90日の延期が発表。</li> <li>・ ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外</li> <li>・ 日本との関税交渉が7月22日 (米国時間) に終了、日本は15%に</li> </ul>	<a href="#">4月3日</a>
				<a href="#">4月9日</a>
				<a href="#">4月9日</a>
				<a href="#">4月10日</a>
				<a href="#">5月14日</a>
				<a href="#">7月8日</a>
				<a href="#">7月10日</a>
				<a href="#">7月23日</a>
				<a href="#">7月24日</a>
				<a href="#">7月24日</a>
<a href="#">7月28日</a>				
<a href="#">7月29日</a>				
<a href="#">7月31日</a>				
<a href="#">8月1日</a>				
<a href="#">8月4日</a>				
<a href="#">8月6日</a>				
<a href="#">8月7日</a>				
ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	・ ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ。発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている	<a href="#">3月25日</a>	

(注) 2025年8月14日時点  
(出所) 米国政府公開資料

# トランプ政権の関税政策の全容（232条・301条）

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ	<a href="#">2月17日</a>
			・適用除外を撤廃、対象品目を追加 ※米国で溶解・ casting ・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない。	<a href="#">3月12日</a>
				<a href="#">3月17日</a>
		4月4日	・アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加	<a href="#">4月7日</a>
		6月4日	・鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ（英国除く）	<a href="#">6月4日</a>
	6月23日	・白物家電を関税対象に追加	<a href="#">6月23日</a>	
	自動車・同部品	4月3日 5月3日	・自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される。 ただし、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除。	<a href="#">4月3日</a>
			4月29日	一部の追加関税の累積の停止および自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける
	銅	8月1日	・銅製品に対して8月1日以降、追加関税率を50%にする	<a href="#">3月14日</a>
				<a href="#">7月11日</a>
				<a href="#">7月31日</a>
				<a href="#">8月4日</a>
	木材	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	<a href="#">3月14日</a>
	半導体、医薬品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	<a href="#">4月15日</a>
重要鉱物	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	<a href="#">4月16日</a>	
中・大型トラック	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	<a href="#">4月24日</a>	
民間航空機・同部品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	<a href="#">5月12日</a>	
ポリシリコン・無人航空機システム	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	<a href="#">7月16日</a>	
1974年通商法 301条	ブラジル輸入品	—	・301条による調査をUSTRに指示、調査中	<a href="#">7月17日</a>

(注) 2025年8月14日時点。

(出所) 米国政府公開資料

## 参考リンク集

- [米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について](#)  
→無料でのご相談に対応致します
- [第2次トランプ政権の動向 | 米国 - 北米 - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)  
→米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- [特集：米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境 | 国・地域別に見る - ジェトロ](#)  
→北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- [WorldTariff](#)  
→日本国内居住者であればジェトロ経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能。
- [米国ホワイトハウス](#)  
→米国政府発の公式な発表
- [米国通商代表部（USTR）対中301条対象品目検索データベース](#)  
→HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- [米国国際貿易委員会（USITC）関税率検索データベース](#)  
→HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

## 日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課

## 米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

世界の  
ビジネス関連情報  
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』  
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料  
メールマガジン  
『North American  
News Briefs』

毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

### ■ ご注意

本資料は情報提供を目的に2025年8月14日時点の情報を基に作成したものです。ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はおお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください